

# 露国皇太子滋賀県大津に於て遭難の件

清水良三

## 目次

- 一 青天の霹靂
- 二 天皇陛下京都下向
- 三 最初の電文の印象
- 四 皇太子旅行中止の決定
- 五 ロシア側の発表と西公使の抗議
- 六 青木外相の苦心
- 七 緊急勅令の発布
- 八 天皇陛下の露艦御訪問とアゾバ号の出港
- 九 刑法百十六条の適用問題
- 十 津田判決に対する露国側の反応

## (一) 青天の霹靂

一八九〇年秋、時の露国皇太子ニコラス・アレキサンドロヴィッチ<sup>①</sup>は、首都ペテルスブルグ<sup>②</sup>を出発、途中ウイーン<sup>③</sup>を経てギリシヤに立ち寄り、同国の第二王子ジョージ<sup>④</sup>を伴って海路東洋に向い、印度・シヤム(タイ)・南清各地を旅して後、一八九一年四月二十七日長崎に入港した<sup>⑤</sup>。

皇太子一行は五月四日長崎に上陸し、翌五日長崎を去って鹿兒島に寄り九日未明神戸に入り、同日京都の常盤旅館に入り、翌々十一日琵琶湖観光の為大津に向い、見物の後、県会議事堂で昼食をすまし、午後一時四十分京都に向って県庁の門を出た。

当日の警備状況の一部を略述すれば次の如くである。時の警部長齋藤秋夫は部署配置注意視察法綱領を定め、大津警察署長警部桑山吉輝等が指揮監督に當った。

即ち、警部十一人巡查百五十三人雇四人を以て専ら警衛の任務に充てて沿道の要部各地に配置し、そのうち巡查十八人雇四人は微服して各人の行為を視察せしむる事とし、更に桑山署長より御警衛巡查へ左の如き訓示があった。

諸子が召集せられたるは露国皇太子殿下御警衛の任を尽さむ

が為なり。殿下我日本国へ御来遊あらせらるるに就ては、恐らくも聖天子に於かせられて厚く御款待遊ばさるる叡慮なる事、既に新聞紙にも散見する所にて諸子の熟知する所なるべし。苟くも帝国臣民たる者は、聖旨の在る所を体認し、応分の義務を尽し御款待申上ぐるはもとより当然の事なり。御来遊の皇太子殿下は吾が皇室と国家とに対して空前絶後の大寶と云わざるべからず。然るに頃日或新聞紙を閲読するに、往々種々無稽の盲説<sup>⑥</sup>を流布する者あるが如し。我国に於て、故更露国と日本の間に葛藤紛糾を生ぜしめ、其隙に乗じて事を為さむと企つる者絶無なるとは断言し難し。現に不敬を為さむと隠謀する者ある如き風聞あれば、苟くも警察に職を奉じ御警衛に従事する者は、十二分の戒心を為し十二分の視察を加え、活発なる運動を為さざるべからず。万一我日本国に於て一二の狂者あり、不敬を加うるが如き事実生じたらむには、上は、天皇陛下の叡慮を悩ましめ奉り、下は、我日警察一般の体面を汚し、延いては国際談判を開かるゝ場合となるやも予め測り知る可からず。故に齋藤警部長よりも特に注意を促され、親しく訓示を受けしを以て、今御警衛に関する大要を陳述して、諸子の注意を希望する所以なり。その他御警衛中の警部巡查心得方は、警察部より印刷に附し、各自に通づつ下附すべしとの命なれば、今之を諸子に頒つ。熟読記



憶し、事に際して錯誤なからむことを望む。尚部署等の件に  
関しては、既に予定したるものあれば、各警部より指示する  
筈なれば、其意を諒せらるべし。茲に特に注意の為に一言せ  
ざる可からざるものあり、小官が聞く所によれば、独逸の警  
察官は皇帝皇后両陛下皇太子殿下幸啓の時御警衛を為すに  
は、陛下殿下に背を向け奉りて、拝観人の挙動を視察しなお  
群集雑沓を制止すと云う。日本は古来の習慣にて、行幸啓の  
際、陛下殿下に背を向くるは大不敬たれば、今故更奇異なる  
独逸風を学ぶに及ばざれど、精神を注ぐ点に至りては、独逸  
の警察と同一ならざるべからず。殊に警部長は、巡査の限  
は、前後左右各二つづつ、即ち一身八眼にて注意し、無事平  
穩に御警衛事務を果すべしと、再三再四小官に懇切訓示せら  
るゝ所ありしを以て、終に臨んで一言し敢て注意を望む所以  
なり。

県庁より京都御帰還の道筋の配置は左の如くである。

- 第一、 県庁近傍、警部山下軍治、 巡査十三人
- 第二、 境川町より葭原町まで 警部浜口憲 巡査十四人
- 第三、 葭原町より井筒町まで 警部西村季知 巡査十八人
- 第四、 井筒町より上京町まで 警部安食高保 巡査十六人
- 第五、 上京町より金塚町まで 警部祓川親亮 巡査五人
- 第六、 金塚町より幻安寺辻まで 警部磯部信剛 巡査十二人

- 第七、 幻安寺より逢坂山まで 警部山川一太郎 巡査十人
  - 第八、 逢坂山より走り餅まで 警部高橋福次郎 巡査七人
  - 第九、 走り餅より京都府境まで 警部岩淵三樹蔵 巡査八人
- 御道筋に係る監督 警部桑山吉輝 巡査二人  
伝令 巡査二人

隱密御警衛（現今の私服） 巡査十八人 警察雇四人  
これらの警部並に巡査には、拝観人及通行人取締心得十四ヶ  
条、<sup>⑬</sup> 通行車馬及荷物店頭物等取締心得七ヶ条、<sup>⑭</sup> 通行外国人取締  
心得二ヶ条、<sup>⑮</sup> 警察官敬礼其の他の注意四ヶ条、<sup>⑯</sup> が示され細部に  
わたって万端の注意が払われた。

皇太子一行は全部が人力車で単行一列になって進んで行っ  
た。皇太子の車は先頭から五番目であった。車は当時町に見ら  
れた人力車と大体同じ型のものであるが、皇太子の車は特に一  
人が前の轆を曳き、車の左右を一人づつ押した。其の車が丁度  
京町筋大字下小唐崎五番地津田岩次郎店の前に差しかゝった  
時、其の店頭に位置していた巡査津田三蔵は、皇太子に敬礼し  
たかと思ふ間に突如抜劍して其の車を追い、右側から皇太子の  
頭部に二太刀<sup>⑰</sup>斬りつけた。皇太子の鼠色山高帽の縁は切られて  
宙に飛び、血は耳の上部より流れて頬をぬらした。驚いた皇太  
子は車の左側に飛び下り、右手で傷口を押えながら五六歩前へ  
逃げた。津田が猶もこれを追って第三刀を浴びせようとした



時、次の車に乗って居られたギリシヤ王子ジョージは大声叱咤して車を降り津田の背後より其の後頭部を竹製のステッキで続けざまに殴りつけた。この時ジョージの用いた竹製のステッキは僅か一時間程前に滋賀県庁内の物産陳列場にて求めた草津産のものであったことは一つのエピソードである。皇太子の右側後で車を押していた向畑治三郎はほとんど同時に津田の両足を捕えて後方へひっぱった為に、津田は前向に倒れて剣を落した。既に駆けつけていたギリシヤ王子の左後押車夫北ケ市市太郎は、津田の落した剣を拾って彼の頸と背を二太刀斬った。津田の勢がひるんだ所を他の車夫二三人が折重なってこれを押え、そこへ駆けつけた御先導の木村警部が捕えて巡査部長江木猪亦と巡査藤谷幹一に縛させた。

傷を負った皇太子は威仁親王にいたわられて左側呉服商下小唐崎町十五番屋敷永井長助方に入られた。出血甚だしく右の臉をつたわって頬を流れ、御服の襟まで赤く染まった。皇太子の待医ラムバフは余り驚いたので暫くは呆然としていたが、やがて長助の持ってきた手桶の水を四桶まで替えさせて御傷所を洗い、同じく急場の用に長助の差出した白木綿で繻帯を施したが、皇太子はこの間随従員に巻煙草を求められてこれをお吸いになっていた。永井宅では急いで奥室に御寝所を設けて御休みのことをおすすめたが、皇太子は入られなかった。一応の手

当が終ると皇太子は再び車に乗られ県庁に御帰りになる事になったが、今度は車に幌をおろし、ギリシヤ王子、威仁親王其の他の随員いづれも徒歩で、皇太子の車の周囲を守りながら、既に第九聯隊より急派されて緊張きわまる沿道の警護に当たっていた二箇中隊の警戒の中を、徐ろに県庁に向った。県庁ではこの日の装飾を皇太子御帰還の後民衆に見せる予定であったので、其の頃既に民衆が門前に集っていたが、兇変の為、正門のほか諸門をすべて閉鎖し民衆を謝絶して警戒を嚴重にした。そして皇太子はそのまま、県庁にとどまって療養せられる事に手筈をきめ、御寝所を整えた後、猪子京都病院長、吉田大阪病院長、小林神戸病院長に電報を打って来津を求め、京都の猪子病院長は直ちに駆けつけた。然し皇太子は常盤屋の自分の部屋に帰られる事を望んだので、特別列車を整えようとしたが出来ず午後五時五十分馬場駅発の通常列車で京都にお帰りになる事になった。県庁より馬場駅までの沿道は銃剣にて嚴重警戒し、其の中を皇太子だけが車に乗り、ギリシヤ王子、威仁親王以下すべて徒歩で車の前後左右を守護しつゝ、駅に到着、皇太子は医官並びにギリシヤ王子、威仁親王に附添われて貴賓車にお乗りになり、汽車は特に汽笛を鳴らさずに湖畔を去った。午後五時廿分七条駅着、皇太子はギリシヤ王子及び露国将官と共に今度は馬車に乗り、数十名の我国将校が露国将校と共に車の前後左右



を守り、特務巡查二名は平服で前方を走り警部数名両側に並び進み二百余名の巡查が車の後に従う中を、同卅分常盤旅館に到着した。部屋に入られた皇太子は、続々伺候した京都大阪神戸の各病院長其の他の邦医の治療は受けられずランバフ等が傷を縫い同夜十時治療を終り、牛肉二片とスープを召上った後十二日午前二時頃就寝した。

## (二) 天皇陛下京都下向

電報は四方に飛んだ。事件直後威仁親王は明治天皇に、「只今露皇太子殿下へ暗殺ヲ企テ、皇太子頭部へ傷ヲ負ハセラレタリ、橋本軍医直チニ出張アリタシ」との電文を発し、又沖守固滋賀県知事は直ちに松方首相、西郷内相、土方宮相、園田警視總監に電報した。

斯くて宮中及び政府の主要人は驚愕して互いにこの事実を報知し合い、或いは連絡し、或いは会談して事件の渦中に入ってしまったが、其の一部を記述すれば左の如くである。

前述の威仁親王の電文に接せられ、なお土方宮相の報告を受けられた明治天皇は非常に心配せられ、同日北白川宮能久親王を御名代として御見舞に遣わされ、更に高木、池田両侍医に出張を命ぜられた。又同夜西郷内相、青木外相は橋本軍医総監大

学御雇医スクリバを従えて京都に向った。宮内省告示が官報号外に出た、「明十二日午前六時十分御出門、同時三十分新橋発別仕立汽車御乗露国皇太子殿下御訪問トシテ京都ニ行幸可被為旨仰出サル」。同夜九時には松方首相に左の詔勅があつた。即ち

「今次朕が敬愛スル露国皇太子殿下来遊セラルルニ付、朕及朕ガ政府及臣民ハ国賓ノ大礼ヲ以テ歓迎セムトスルニ際シ、凶ラザリキ途中大津ニ於テ難ニ遭ハセラルルノ警報ニ接シタルハ殊ニ痛惜ニ勝ヘザル所ナリ。亟ニ暴行者ヲ処罪シ善隣ノ好誼ヲ毀傷スルコトナク、以テ朕ガ意ヲ休セシメヨ」と又西郷内務大臣は警視庁北海道庁各府県に対し、左の如く訓令した。

「今回御来遊ノ露国皇太子殿下本日滋賀県大津に於テ難ニ遭ハセラレタルニ付、天皇陛下ニハ殊ニ聖慮ヲ悩マセラレ、特ニ詔勅ヲ発セラレタルヲ以テ、聖慮ヲ奉体シ尚一層嚴重ニ注意ヲ加へ、同殿下御滞在地ハ勿論、御通行ノ途次ト雖モ万一ノ不都合無之様警察ヲ厳密ニシ、以テ隣誼ノ実ヲ挙クルコトヲ勉ムベシ」

松方首相は箱根に静養中の伊藤伯爵に、「露国皇太子殿下本日午後大津御出立ノ途中、路傍配置ノ巡查一名白刃ヲモツテ殿下ノ横額へ斬リツケタリ、犯人ハソノ場ニテ縛ニ就ケリ、傷ハ



横三寸余精神ハ確カニテ取敢ズ具庁ニテ御療養中トノ報ニ接セリ、右ノ警報ニヨリ北白川宮外内務両大臣四人ノ医師ヲ從へ今夕大津へ向ケ出発ノハズ、陛下ニモ御見舞ノタメ明朝御出発ノ御準備中最中、取敢ズ御報ニ及ブ」といふ急電を發した。この時伊藤は晩食の最中であつたがこの電文に接するや思わず箸を落して立ち上り、直ちに人力車を命じて小田原に向い、ここで前に連絡のあつた岩倉公爵と待ち合せて後、車を飛ばして国府津停車場に至り、最終列車で翌十二日午前一時新橋に到着、直ちに参内宮相に面会、天皇と御相談の後退出、後松方首相と会見して事情を聴取した。十二日午前三時頃である。

井上公はこの報に接するや、直ちに宮中に出頭天皇と御話の後、露国待従武官陸軍少将公爵ウエー・ア・パリヤチンスキー宛に、左の御見舞電報を發した。

悲傷スベキ遭難ノ報ニ接シ、驚愕措ク能ハズ。恭シク皇太子殿下ニ対シ奉リテ惋惜ノ情ヲ表シ、併セテ速カニ全癒セラレシコトヲ祈望スル旨ヲ同殿下ニ執奏ヲ乞フ  
又杉浦藏頭へ宛てて

只今於大津之變を承り、篤と左に考へ申出度候

一、皇族之内御老人今晚之車汽にて御出発御見舞之事

一、兇行者を寸間も早く捕縛し其罪に行う事

右二付至急警視總監出張被命度、且外務卿は出張可仕筈と奉

愚考候。

右之廉々至急宮内大臣へ御報被下度候。

早々拝白。

との一書を送り、之を至急宮相に伝言することを依頼した。天皇は十二日午前六時十分に宮城を御出門新橋發六時三十分の特別汽車で京都に向われ午後九時七条駅に到着された。新橋駅には熾仁親王、伊東、黒田、及び松方、山田、後藤、陸奥の四大臣が御見送りに出た。天皇は出発間際に宮内大臣を通じて伊東に、次の汽車で西下せよと仰せられた。御見送りを終つた伊東、黒田、山田、後藤、陸奥は、松方首相の案内で首相官邸に集つて朝食を共にした。この時津田三蔵の処刑に関する議論が行われたが、山田法相は、裁判官の中に二つの意見があつて一つはこれを普通人に対する謀殺未遂の罪を以て罰せんとするもの、一つはこれを皇室に対する罪として極刑に処せんとするものである事を説明した。伊東は、「余ハ今般ノ事變ハ実ニ重大ニシテ、結局予メ逆視スベカラザルモノアルヲ以テ、其ノ重キヲ取ラザルベカラズ。万一異説ヲ百出シ処罰ニ困難ナルニ際セバ、止ヲ得ズ戒嚴令を發スルモ可ナリ。国家ノ危険ヲ防禦スル為メニハ、非常ノ処置モ亦施サザルヲ得ズ」と述べて、緊急措置極刑論を主張したので、各大臣も大体同意したが、山田は裁判官等と呼び寄せ、其の所見を述べさせようと云つた。裁



判官等が未だ官邸に到着しない間に、伊東と黒田は席をはずし西下の準備をした。伊東は宮中に参内、皇后陛下に面会して西京への御用を伺って退出、帝国ホテルに立寄り旅装を整え、まさに出発しようとする、陸奥農相が訪ねて来て先刻の首相官邸に於ける裁判官の意見不一致を告げて暫く出発を延期する様云ったが、伊東は、「発途ヲ延引スルハ能ハザル所、此際廟堂確乎不拔ノ定見ヲ断行スベキ」意見を述べてこれを拒絶、それより芝山内の末松謙澄宅に立ち寄っていると、後藤陸奥両大臣が追いかけて来て、「裁判ノ事困難ナレバ一策アリ、金ヲ投ジ刺客ヲ使ヒ犯人ヲ殺シ、以テ病死セリト為スコト容易ナラン、魯国ニ於テハ往々是等ノ処置アルニアラズヤ」と云ったが、伊東は絶対これに反対し、「是レ決シテ為スベキ事ニ非ズ、苟モ国家主権ノ存スル、豈カクノ如キ無法ノ処置ヲ許サンヤ、人ニ向ツテ語ルモ愧ゾベシ」と戒告し、それより同家を出て、かねて約束の通り途中三田邸に黒田を訪い、品川駅より同行出発した。十一時の汽車である。猶お十一時四十分新橋発の汽車では熾仁親王が西下している。

京都に於てはこの日の午前(十二日)、御名代の北白川宮殿下が露国皇太子を旅館に御見舞になり、午後には橋本、池田、高木の諸医官及びスクリバが診察の為旅館を訪ねたが、ラムバフは日本の医者診察を断り、其の結果これらの医者達は直接

皇太子の傷を診察する事が出来ず、ラムバフより皇太子の容体をきくのみで引退らねばならなかった。われわれはこの事実を重視する必要がある。後掲の註⑩で述べた皇太子頭部の傷の詳細も狼狽と疑惑に満ちたラムバフが、四面楚歌の感の中に日本という外国、しかも其の外国人は心中で何をたくらんでいるかも判らない、でそれらの外国人に対して発表した容体である。東京に事件のやや詳細なる様子が知られたのは、十二日午前一時発の川上中將より宮相に宛てた電報に依つてである。

「露国皇太子殿下、本日八時京都を人力車にて御発し、大津所々御巡覧の末、滋賀県庁にて御昼餐、午後二時前、県庁を発し、纔に六七町なる、大津京町御通行の際、右側にある途上警衛の巡查、津田三蔵なる者、突然抜刀皇太子へ斬掛け、帽子を通し、右の鬢の上部を、うしろより前へかけ、二箇所創なり。察するに一ト太刀にて切れしものなり。暫く路傍の商店にて、出血だけを止め、繃帯を纏いたる上、静かに県庁へ引き戻り、暫く御休憩、京都大阪等の医者へ電報を発したり。それより馬場停車場より汽車にて京都へ着、五時十分頃御旅館へ御帰り相成、直に治療に取掛りたるに、御負傷は頭蓋骨までは達せざるよし、疵口一箇所は長さ九センチメートル、一箇所は七センチメートルとの診察なり。只今療治済にて、御気分は至って慥なり。狼藉者は、ギリシャ皇族杖に



て打倒したる処へ何者か狼藉者へ重傷を負わせたり、之は只今取調中なり。右上申す。外務大臣へも御通知ありたし」<sup>⑤</sup>

### (三) 最初の電文の印象

然しながら、青木外相はこの電報を受けとる前に、沖守固滋賀県知事の電報より得たる事実を露国の西公使に急報し、この時は内相と共に既に夜汽車の中にあり蒼白の顔を大津に向けている。<sup>⑥</sup>この後大津事件が東京ペテルスブルグ間に大きな波紋を投げ、一時戦争の危機まで予感せられた一つの理由は、右に述べた事情にある。即ち日露の外政当局がこの事件を最初に知った電文は、最も重要な傷の状況に対して極めて疎雑な描写しかなされて居らず、これに依つて外政当局者は其の驚愕の念より傷を誇大して自覚し、其の結果かゝる事件が起つただけでさえもおだやかでない日露の外政当局者の神経をいやが上にとがらせたのである。即ち川上中將が前述のやゝ詳細なる報告を發した時には青木外相は既に車中にあつたのであるから、青木がこの電文の内容を知つたのは彼が京都に到着した後であり十二日の正午近くである。ところが青木外相の最初の電文が露国の西公使の所へ到着したのは、十一日の晩およそ十一時であるから、青木が西に打った電文の基礎となつた状況及び基礎概念

は、十一日の午后二時三十分に沖守固滋賀県知事が松方首相西郷内相土方宮相園田警視總監に打った電文より得たものである事は明白である。其の電文は次の通りである。

「露国皇太子殿下ニハ只今当地御立チノ途中大津町ニテ路傍配置ノ巡查一名抜劍皇太子殿下ノ御横額へ斬リツケタリ犯人ハソノ儘縛ニ就キタリ御傷ハ横三寸余御精神ハ確ニシテ供奉員ニテ不取敢縋帶シ県庁ニ御帰リアラセラレ只今治療中犯人ノ巡查ハ本県守山警察署詰津田三蔵ト云フ全ク精神狂イコノ拳ニ及ペリト畏レ入り居レリ御先導警部ハ該巡查ヲ一刀斬リツケ縛シタリ何トモ畏レ入りタルコト取敢エズ上申ス」<sup>⑦</sup>

われわれはこの電文が重要な事実を殆んど報告していないでいる事に気がつく。即ちこの電文だけで状況を推論するならば、露国皇太子殿下は重傷を負つたと思ふ事も可能である。何故ならば「傷ハ横三寸余」とだけあつて深さは全然記していない。しかも「御精神は確か」という言葉はかえつて逆効果を及ぼしていかないという事も云えない。しかもこの電文のどこを見ても、軽傷だったという言葉は出て来ない。斯くの如く樂觀的にも悲觀的にもとり得る言葉からは、大体右の如き悲觀的想像の方が働き易い事は、この場合の読者にとって当然である。何故ならば当時二、三の新聞は、今回の露国皇太子の巡遊を軍事的視察の為と宣伝し、又国民の中には無名の投書や電信で露国



公使に反露的な言辭を送るものがあつた位で、政府当局は事件の発生する事を極度に警戒していたのである。中にも青木外相は、先に皇太子の日本来遊が決定するや彼を訪ねて来たつた東京駐劄露公使シェヴィツチが、「露国皇太子は皇族の資格を以て日本に來遊せらるゝことと為つたが、若し貴国人にして不敬の行為ある場合に、日本の刑法には之を処罰すべき正条が無いようだ。因て緊急勅令を以て特に法律の適用を規定されたい」と云つたのに対し、「我が国人には外国人に対して不敬を加ふるが如きもの絶対にある筈がない。万一此の如き異常の変起つた場合には、現行刑法中の皇室に対する正条を適用すべきを以て、何等掛念するには及ばない」と答えた事がある位であるから、彼が彼の場合及び立場よりこれを読む場合の状態は、最初の二三行に既に非常な衝撃を受け、いかにして日露の間に起るべき波乱を收拾せんかとの気念のみ先行し、この電文が持つ前述の如き両様の可能性を、専ら悲觀的にのみ取つた事は、五月十五日附の西公使の報告より判断して極めて明らかなる事である。即ち西公使が青木の電文を十一日十二時(夜)過ぎに露国外務大臣ギールスに報告した中には、其の傷が深手と認められているのであり、これを受け取つたギールスは大いに驚き、生命に別条はないか、との問を發しているのである。斯くて最初に打たれた電文の不始末から、第一印象は必要以上に悪くなつ

た。事件は当時の日本にとって確かに大事ではあつたけれども、若しも最初の電文にしてもう少し注意深くあつたならば、其の後の西公使の苦心も軽減せられたであらう。露国皇帝及び皇后の、皇太子よりの最初の電文を受け取られる迄の不必要の心配も、この電文の疎雑性に原因がある。皇太子は自分の傷が軽い事を、十一日常盤旅館に到着した後、直ぐに本国へ電文されたが、シェヴィツチは最初の電文を当日の午後八時四十分迄には確實に打っていない、①②シェヴィツチ及び侍従武官長バリヤチンスキーの報告が、露国の官報及び其の他の諸新聞に載つたのは、十三日であるし、③④当時ペテルスブルグ東京間の電文は約十七時間を要しているから、シェヴィツチが最初の電文を本国に打つたのは、十二日の朝はやく、皇太子が就寝された後の事と推定せられる。何故ならば十一日の午後八時四十分、齋藤式部官が京都より宮内大臣へ打つた電文に、(現在八時四十分)迄に露公使は本国へ電文を發していない、犯人及び現場の様子がはっきりしてから打つらしい、⑤⑥という事があり、京都川上中將發午前一時の前述のやゝ詳細なる報告の中にはじめてあらわれた、ギリシャ王子が其の杖で犯人を打倒した事が、十三日の官報及び諸新聞に載つたから、犯人及び現場の様子がやゝ詳細に判つたのは、十二日午前一時頃であり、皇太子が就寝したのが午前二時頃であるからである。然しながら右のシェヴィ



ツチ及びバリヤチンスキーの報告は、事実と相当離れたものであり、大いに正確を欠いている。事実の詳細は前述の如くであるが<sup>⑤</sup>、必要な部分を記すれば、右の二人の報告は、犯人を三人の巡査とし、皇太子の危機を救ったのはギリシヤ王子只一人という事になっている。然しながら事實は犯人は前述の如く、津田三蔵のみであり、この時皇太子を救ったのは、ギリシヤ王子のみではなく、向畑三郎、北市市太郎ほか車夫二、三人、及び木村警部である。これに依ってわれわれは、事件の印象を最初に与えるべき重要な電文が、ほとんど総て実際以上に悲観的に採られるべき内容と意味を持っていた事に想到する。斯くて大津事件は必要以上に其の波紋を拡大して行った。

#### ④ 皇太子旅行中止の決定

青木と西郷は十二日午後京都に着き、青木は直ちにシェヴィツチを訪問して、深く痛嘆の意を表した。

天皇は十二日午後九時七条駅に到着、各宮殿下西郷、青木両大臣露国公使露国艦隊司令官其他日露の文武高官連の出迎を受けられ、シェヴィツチに対しては別に皇太子の遭難に対して、深き遺憾の意を表せられ、川上中将、北垣京都知事に対して、皇太子の其の後の容体を質問された。其の後天皇は直ちに

皇太子を御見舞になる予定であったが、シェヴィツチが皇太子の御都合を告げて、翌日に延期されたい旨を申入れたので、天皇は其の後間もなく皇宮に入られ、直ちに露帝及び皇后に左の電文を打たれた。

「朕ハ今朝帝都ヲ発シ、刻下当地ニ着セリ。殿下の容体安心スルニ足ルベキヲ聞キ欣幸ノ至リニ堪エズ。医師ノ注意ヲ重シニ直チニ殿下ヲ訪問スルコトヲ止メ、明朝親シク殿下ニ見エン。詳細ハ後報ニ譲ル」。午後十時三十分発<sup>⑥</sup>

伊藤と黒田は十三日の午前六時京都に到着し、中村楼で朝食を食べてから、常盤館に行つて露公使と面会し、皇太子遭難に関する遺憾の意を述べて見舞つたのに対し、公使は一応謝意を表した後、不満の口調で頻りに護衛上の失態を非難した。彼等は常盤館を辞去後連名で松方首相に左の電文を發した。

「今朝着セリ。直ニ公使ニモ面会ス。皇太子ノ疵ハ次第ニ快方ノ由。公使ノ言所ニ供レバ、長文ノ電信數通ヲ本国ニ發シタルモ、未ダ一片ノ返信ナシ。我等ノ思考スル所ニテハ、或ハ事重大ニ至ラザルコトヲ必セズ。傍ラニ聞ク、今ニ無名ノ投書又ハ電信ヲ以テ、露公使ニ暴慢ナル言辭ヲ送ルモノ絶エズト。警察ノ業ハ独リ新聞演説ニ止マラズ、政府ハ斷固トシテ其周密ヲカメザルベカラズ。内閣ハ勿論山県、井上兩伯共協議ヲ尽サレ、万過誤ナキヲ望ム」<sup>⑦</sup>



五月十三日

黒田清隆

伊藤博文

其の後彼等は皇宮に参上、天皇と御話あったが、それから間もなく天皇は御所を出発、常盤旅館に露国皇太子を御見舞になつた。この時の御見舞の言葉は大要の左の如くである。通訳は三宮義胤。

「殿下今回遙に朕が国に御来遊あらせられたるについては、朕は国家の大賓として殿下を御迎え申すは勿論、都鄙夫々の準備を為し、能ふ限りの好情を表したく思い居れること、既に殿下の通過せられたる長崎鹿児島両県に於て聊かその一斑を承知せられたるべく、朕は殿下の御入京を楽しみ、其の期を待望し居りたるに、図らずも一昨日大津に於て難に遭わせられたることは、実に朕が悲しむ所にして、殊に土地隔絶のため事情自ら通ぜず殿下の御両親なる皇帝皇后両陛下がこの凶報に接して深く御心痛あらせらるることを想念すれば、さこそと察し参らすなり。この暴行人は早速有司に於て法に依り処罰致すは勿論のことなるも、その罪や憎みても尚ほ余りあり。朕は殿下が御身を重んじ、充分の御療養を加えられ、一日も速に御全癒に至らんことを祈る。朕は親しく御見舞の意を表するために昨暁夙々に帝都を出で、昨夜直ちに御見舞申したく思いたれども、医より御障りになるとの事を聞き、

その意を果さずして、本日に至れり。今殿下の格別御重体に非ざるを見、僅に安心するを得たり。追て御健康旧に復せられたる上は、東京その他の都府及び朕が国の山水を治く遊賞せられんことを希望す<sup>⑤</sup>」  
之に対して皇太子は大要左の如くこれに答えた。

「今回貴国に來遊したる以来、到る所款待を受けたるは、予の頗る満足とする所なり。然るに図らずも滋賀県に於て難に遭いたるに、陛下の御訪問を辱うしたるは恐縮の至りなり。この難のために貴国に対する感情を悪くすることなし。不日治癒の上は正式に宮廷に到り、感謝の意を表し奉らん。然れども予の進退は目下本国の親君両陛下に伺い中なり<sup>(49)</sup>」  
又天皇はギリシャ王子に対しても左の如き挨拶をなされた。

「殿下が今回露国皇太子殿下と共に朕が国に御来遊せられたるは、朕の最も欲喜する所なり。朕は早く両殿下御入京の口到らんことを待望し居りたるに、図らずも一昨日大津に於て露国皇太子殿下に危害を加えたる者あり。朕この報を得て驚愕甚し。就ては親しく御見舞のため昨暁帝京を發したり。然し殿下の傷痕は思いし程の重体にあらせられず、朕聊か安堵するを得たり。殊に承れば、殿下はその傍にありて同殿下を保護せられたる由。殿下の御誠意と御勇氣は朕の感佩する所なり。幸に殿下には御怪我もなく朕の喜び比すべきものな



し」<sup>②</sup>

斯くて天皇は皇宮に御帰りになり、露国の皇帝皇后に、皇太子の傷が比較的軽い旨と、漸次快方に向っている旨を電報されたが、この電報とほとんど入れ交りに、露国皇后より皇太子の所へ電報が到着し、一刻も早く軍艦に帰り身の安全を保証すべき旨を報じたので、皇太子は急に神戸港のアゾバに御帰艦になる事になり、午後四時三十五分京都発ときまつた。尤もこの決定は母子関係の電報であるから全然変更の余地のないものではなかったが、変更の可能性としては、皇太子には快復後日本の旅を続けられる意志があったらしい位<sup>③</sup>のもので、前述の兇変現場より県庁までの皇太子御帰館の様子より察しても、又十三日の朝皇太子が寝巻のまま旅館の欄干によりかかっていると、侍従武官が狙撃されるかも知れないという気念を抱いて、皇太子を直ぐ室内に引き入れた様子より判断しても、皇太子はともかく、シェヴィッチ・パリヤチンスキー其他バザルギン・ランバフ・パフオ等の側近の者達が、今後旅行を続けた場合、そして再びかかる不祥事が起つた場合の皇帝皇后に対する責任をとる事を恐れて、日本旅行の継続に対して極力反対した事は当然であつて、斯くて皇太子のアゾバ御帰艦は、日本側上下を挙げての心配と憂愁の中に行われたのである。即ち、伊藤、黒田等が皇宮で天皇の御帰りを待っていると、十一時半に天皇は御帰り

になつたが、この後暫くすると三宮義胤が慌しく彼等の所に来て、露国皇太子は今日中に京都を去り、神戸碇泊の軍艦に帰られる事になつた旨と、露国公使シェヴィッチが青木外相に至急面会を求めている事を告げた。青木外相は既にこれを予期せるものの如く、次の様に語つた。

「其事ハ余モ既ニ之ヲ聞ク、旅館ノ形勢ハ露人等恰モ敵ノ囲繞中ニ在ルノ心地ナリ、我巡査ハ勿論、兵隊ノ護衛ヲ見ルモ、其銃口ヨリ何時皇太子ニ向テ発弾スルモ測リ難シ、今朝己ニ露太子寝衣の儘、日本館ノ欄干ニ倚ルヲ見テ侍従ノ武官皇太子ヲ擁抱シテ室内ニ引入レタリ。如斯ノ形勢ナルヲ以テ、皇太子旅館ノ近辺ニテ短銃一発ノ声ヲ聴クモ、其国旗ヲ卸シテ退去セザルヲ得ズト露公使ノ語ル所ナリ」<sup>④</sup>

青木からこの事を聴かれた天皇は非常に心配され、伊藤博文に交渉させて、皇太子を何とか東京迄招致したい旨を話されたので、伊藤は、「聖諭若シ皇太子ヲ強テ此地ニ留メ、然ル後東京ニ誘引セントノ叡慮ニテ、其安全ヲ保証スルコトノ委任ヲ蒙ラバ余ハ必生ノ力ヲ尽シテ之ヲ試ムベシト雖モ、此事甚ダ重大ナリ、然レバ余足下ト共ニ先ヅ旅館ヲ訪問シ、公使ニ面会シ、其ノ事情ニ依リ臨機ノ処置ニ出ルノ外ナシ」<sup>⑤</sup>と答え、それより伊藤と青木は露国皇太子引止めのため、常盤旅館にシェヴィッチを尋ねたが、引止め工作は失敗に終つたのである。



(5) ロシア側の発表と西公使の抗議

事件後日本の警察のみならず、軍隊に対しても極度の猜疑心を持ったシェヴィツチ等は、皇太子が京都より神戸の軍艦に至る迄の道筋に於ても亦いつ又同様の事が起るかも知れぬと思ひ、日本の天皇崇拜の習慣よりして、皇太子を天皇と同じ車に乗せて行く事が出来るならば、よもや再び危険な意志を持つ人間があらわれても、天皇の車に発砲したり斬付けたりする事はないだろうとの推測より、この時訪ね来たった右の兩名に対し、皇太子を天皇と同車で神戸まで行かせたい希望を、丁重なる態度で願ひ出た。

天皇は伊藤、青木よりこの事を聴き、皇太子を送られる事になり、同日午後四時皇宮を出で旅館に皇太子を訪問、同車で七条停車場まで行かれ、四時三十分の特別汽車で三宮停車場迄御同車、それより同じ馬車で御用邸まで行き暫時休憩された後、露国海軍よりボートの用意が出来た旨報じて来たので、それより又波止場迄御送りになり、午後八時の汽車で京都に御帰りになった。

皇太子が軍艦に御帰りになるという事を、当日午後伊藤黒田よりの電報で知った松方は大いに驚き、早速書いた返事の手紙

に左の様に書いている。

「……前略……扱又第二回の貴電報接手、露国皇太子殿下神戸へ御帰艦被遊候由、実に慨嘆に堪えず、万一此のまゝにて御帰国御繰上に至候時は、我国家の大事此上なき事と心配罷在候。何卒精々御尽力の程奉希望候。右は御答迄呈乱楮。草々敬具。五月十三日午後五時十五分 正義」

何れにしる、皇太子は帰艦してしまった。この事は当時の人心に非常に大きな衝撃を与えた。五月十四日に当時の貴族院書記官長金子堅太郎が伊藤博文に寄せた手紙は、東京の反響を次の様に表現している。

拜啓。露国皇太子殿下軍艦に御帰相成候報知東京に達候時には、見る者又聞く者一時は顔色を失い候程の事に御座候。昨夜杯は友人相集り、何れも事の困難に相成候事と憂慮仕候。是必らず神戸より御帰国の前兆には無之哉杯申居候。府下の景況静粛として薄気味悪き心地仕候。……後略……五月十四日 堅太郎再拜

十四日は京都御所に於て西郷内相青木外相土方宮相伊藤黒田等が、今後の対策につき論議し、特に犯罪人処刑の論、滋賀県知事警部長等の進退に関する評議がなされた。この日井上馨は内閣の命を受けて東京より来たり、三好検事総長も裁判起訴の命を受けて京都に来た。皇太子は既に軍艦に帰り、供奉艦コレ



イツは前夜深更神戸を抜錨して長崎に向っている。表面は載炭のためとあるが、事實はウラヂオストックにある露国東洋艦隊との連絡に関係があるらしい。最も注意せらるべき露国皇帝皇后よりの御返電は未だ到着していない。情勢は緊張を示している。この事は十四日午後八時五分に松方首相が京都の西郷、青木に打った電文<sup>⑤</sup>を見てはつきりする。それには屈指して待っている露国皇帝皇后よりの電報が、わが皇室に届き様子がいゝらしく、少し安心した、という事が書いてある。猶おコレイツの抜錨はより一層現実的な不安を政府に与えた事は、コレイツ抜錨に関する政府要人等の往復電報に読みとられる<sup>⑥</sup>。斯くて十三日十四日は最も逼迫した空気がみなぎった。

露国に於ては十三日にこの事件が官報諸新聞にはじめて発表せられ、又前述の如く発表の内容が、シェヴィツチ、パリヤチンスキーの不正確な報告を根拠としたため、又西公使が十一日夜のギールスとの約束を守って、この事件の事を全然秘密にして置いたことと相俟って、露国の輿論を非常に悪化させた<sup>⑦</sup>。西公使はギールスに抗議し、「拙者には猶事を秘し居りたるに本日忽ち巡查三人を添って布告せられたるは驚きし次第なり。右の事實は拙者方へは未だ通知も無之に何に抛りて出されしや」と詰問したがギールスはこれに対し、「右はシェヴィツチ公使及びパリヤチンスキーより申来りしにより、事実と認めし」、

と答えたので、西公使は、然る上は余儀なき次第ながら、仮令それは事實にしても、本日の布告は我に対して無情甚しく存ずるなり、其訳は拙者の第一に受けたる公報に、狙撃者はフアナチクとある以上は、仮令巡查たりとも其発狂人たりしには相違なきこと、全体右は全く不意に出でたる不幸の出来事として、我邦の深くこの不幸を惜み、上下一同其感情を表するの切なるも亦事実なり。然に今日布告に放任する時は、保護すべき巡查、皇太子を狙撃し、之を救いしは全くギリシヤ親王一人にて、他の我邦人は皆傍観して之を意とせざるものの如くに思わゆるは事實相違甚だ遺憾なるに依り、明日の官報と仏字新聞紙へ拙者の事実を掲載して当国民の悪き感覚を和ぐるよう致し呉れられ度し<sup>⑧</sup>、と請求した。これに対してギールスは、事実なればいかんともし難いと、これを拒絶したが、西は更に言葉をつぎ、若しも訂正してくれないならば、明日は輿論激昂して自分公使としてこの地に留まっていられなくなるから日本に帰る、とまで云って詰め寄ったので、ギールスも漸くこれに応じ十四日の官報及び仏字新聞には、西公使の請求の布告が掲載された。又輿論も次第に静かになって来て、我国に対する非難は次第に薄らいで来た。

皇太子の傷は十四日にはもう殆んど全快してしまつた<sup>⑨</sup>。同日正午に皇太子は威仁親王川上中将等の接伴員を艦内に招待し午



餐を共にしたが、この時既に食事常の如く、食糧の酒類もとつたという事である。

#### (六) 青木外相の苦心

これより先十三日の午後には、明治天皇より、威仁親王及び枢密顧問榎本武揚に対し、露皇室御慰問に兼ねて警護不注意の陳謝のため、露都差遣の内命があったので、十五日午前十一時三十分、威仁親王には能久親王と共にアゾバを訪問され、「殿下御遭難の御模様を貴国両陛下に奏上の為、我天皇陛下は予をして貴国に差遣せらるゝ事になりしに付き、能久親王に御相伴を仰付けられたり。同親王に対し予と同様御懇意に願う」と述べられた。午後二時には皇后陛下御名代小松宮御息所、三宮夫人を随えてアゾバ訪問、皇太子を慰問した。又この日露国側は人を派して、大津県庁県会議事堂、及び表門内より庁舎正面を撮影し、最後に遭難地現場を当日同様に裝飾せしめて撮影した。これは皇太子の希望であったといわれている。

この日午前十時京都御所には前日と同じく西郷、青木、土方、黒田、伊藤等集り、井上伯、野村子、三好検事総長も集つて、対策を論議した。席上前日と同じく津田の処刑論が起り、いづれもこれを刑法百十六条（天皇三后皇太子に対し危害を加

え又は加えんとしたる者は死刑に処す）に依つて処罰する事に意見が一致したが、この時三好は、内閣は皇室罪によってこれを罰する事に意見が一致してはいるが、大審院判事の中には、これに異議を唱えるものが多く、彼等の意見によればこれは普通人に対する謀殺未遂罪で罰する事になりそうだから、皇室罪に依つてこれを罰する事は、或いは難しいかも知れない、旨を述べた。青木はこの時勅書案を出し、詔勅を以て外国の皇帝及び其の継嗣に対する罪はこれを日本の皇室に対するものと同ーに取扱うことにしたらよいという事を述べ、伊藤博文はこれに同意して其の文案に加筆した。そこで青木が伊東枢密院書記官長を呼んで意見を聞いて見ると、彼は大いに反対したので、詔勅案は一応お流れとなったが、この意見の対立は午後になつても解消せず、議論は一定しなかつた。

十六日の午前青木は露国公使を訪問、正午頃伊東と井上が止宿している神戸の諏訪山常盤楼に来て、二人に露国政府より公使に訓示した電報の英訳を見せた。其の時行われた三者間の会話及び其の時の青木の微妙な態度は、注意に価する。当日の伊東自身の日記に依れば、

余等青木子二問ヒテ曰ク、露政府今般ノ事変ニハ、我ニ向イテ要求スル所ナシトノ事ナレバ、我犯人ノ処分ニ於テモ、啻ヲ入ルコトナク、彼満足スルノ意ナル乎ト。青木子曰ク、犯



人処罰ハ、死刑ニアラザレバ、到底彼ノ承服スル所ニアラズト。余等曰ク、然ラバ現ニ擬律ノ事ニ就テハ、東京ニ於テ異議紛々、奈何ノ局ヲ了スルヤ、予メ測ルベカラザルニ、露政府現ニ要求スルトコロナクシテ、暗ニ処刑上ニ求ム所アルノ意ナリセバ、政府ハ万一法律論ノ変違スルニ際セバ中ニ彷徨シ、國家ヲシテ容易ナラザル困難ノ地位ニ立タシメザルヲ得ザルベシ。若シ今手強ク露公使ニ談判シ、其ノ意嚮ヲ聞糾シ、彼強テ……処刑セラレンコトヲ要求スルトナラバ、公然書面ニテ照会セザルコトヲ得ザルベシ。果シテ如斯ノ意気込ナルヤ、予メ探窮セザルコトヲ得ザルベシ。然ラザレバ再ヒ困難ニ際会スルナキヲ保シ難キニ非ズヤト。青木子此説ヲ是認シ、然ラバ今一応公使ニ面会シテ、之ヲ確ムベシトテ、再応露公使ヲ訪問スル為メ、辞シ去リタリ。凡ソ一時間モ経過シタル頃、一書ヲ携帯シ来リ、余等ニ示セリ、其ノ書ノ趣意ハ、罪ノ性質ニ依リ罪セラルベキモノナリ云々ナリシト記憶セリ。青木ハ余等ニ露公使ト談判ノ顛末ハ語ラズ、余等其ノ曖昧ナルニ疑惑セリ。唯ダ此書以外ハ、彼書スル能ワズト云テ、直ニ汽車ノ時刻切迫ナルヲ以テ立去レリ。

青木は相当独断的な行動を採つたらしい。この事は右の日記に見られるし、児島惟謙の手記にも見られる。然しながら、青木の言動は二三の人が云う如く、それ程に非難されるべき性質

のものではない。青木は京都出張以来、専ら日露の国交を傷けざらん事を念願して日夜寸隙も無かった。青木が大国露国の公使を前にして、軍備に於て陸軍僅に六ヶ師団海軍に至っては一隻の戦艦さえも持っていない、歳出入僅に八千万円に過ぎなかった当時の小国日本の外相として、何を語り何を云われたか、十六日附青木外相の松方首相に宛てた手紙は、当時の露国の日本に対する微妙なる外交態度、この間に処する青木の苦心を物語っている。

過日当地之到着以来、或は陛下への上奏に、或は応接に、或は諸彦との会議に而、殆寸隙無之、其為め今日迄書通致兼居候段、御諒恕可被下候。抑此回之事件に就而は、陛下にも深く叡慮を被為候。旁我々一同にも、種々苦心、専ら兩國之和交を不傷様、飽迄尽力致居候。然るに、昨日露国公使より面会を請求致来候付、本日神戸に赴き、面晤致候処、別紙甲号電信写と、乙号之書柬とを交付致候。右電信中、満足を請求せずとの事相見居候処、是は全く露国皇帝の寛大なる思召に出たるところたるは、申迄も無之。併し審判及び判決之結果次第、東京行云々と有之。彼に於て審判判決の如何に重を置き居候事は、至而明白に相見居候。且つ乙号の書柬中にも、罪の性質に付而は、更に疑を容るべき余地なしと記載有之。右性質なる語は、最も意味ある語にして、罪の程度とい



いたるにあらずして、罪の性質と謂いたりしは之を換言すれば、死刑に処すべしと謂いしと同断に有之候。露皇太子の言葉にも、血を以て血を償うべしとの語あり。且つ又露公使より右甲号の電信を交付すると同時に、此の電信を受領せらるるに於ては、此書柬（即乙号）をも併せて受領せられたしと、改めての口上有之候。斯る次第に付、一日も早く大審院に移して審判を開き、犯罪者の行為は、全く一個人の精神錯乱のみに起因するか。又は他に之を煽動教唆せしものなきか。是等の事実を明瞭ならしめたる上、急速に刑法の百十六条、若くは百十八条を適用して、宣告を執行する事、最も緊要と存候。尤拙者之意見にては、百十六条を適用するは不可然と存居候。其の理由は、今夜当地出発帰京之三好検事長に陳述致置候間、同人より御聞取被成度候。之を要するに、今回の事変たるや、実に容易ならざる重大の義にし而、己に露国公使の話中にも、此事変に関して、全露国人の憤懣、且つ太子の率いらるゝところの三千の兵、二百の士官の奮激に対し、我政府は如何にして之を慰めらるゝやとの語も有之。且つ罪の性質云々の点に付、我国の国体にも関係すべきに付、故らに明言せざるところありと申居候。就而は万一論旨の手段を取ることあるも、是非共死刑に行う様致度と存候。將た又皇太子を東京へ迎接することに付而は、評議少々変りしや

に承知致居候付、尚詳細は明日御報知可致候間、左様御了悉相成度。右取急ぎ一書差上候。草々不備。二十四年五月十六日夜  
松方総理大臣殿  
周蔵

追而此の書柬は、草稿を存せず候に付、近日帰京致候まで、御棄却不相成様冀望致候也。

右書畢り候処へ、露皇太子より我が陛下に宛候電文の訳、別紙電信を接手致候に付、茲に封入差出候。別紙略。

青木が立ち去つて後、伊藤と井上は午後二時過ぎに露公使を訪問し、皇太子の容態を尋ね、見舞の意を表すると、公使は一応形式的に礼を述べた上、日本外務省の措置の不親切と無責任を大いに非難した。午後四時過ぎに公使と会った榎本武揚は、津田三蔵処刑に関する露国側の内意を探るため、日本の刑法規定には今回の露国皇太子御遭難に該当する条文がないから、津田は普通人に対する謀殺未遂罪として処罰せられるかも知れない旨を語ると、シェヴィツチは大いに怒り、若しも其の様な事があつたら、自分としては日露両国間にいかなる事態が発生するか保証出来ない、と云つたので、榎本は、お怒りなされるな、これは自分の私見で公談ではない、とお茶を濁して立ち去り、伊藤と井上に右の様子を話した後、津田は結局死刑にしなれば、おさまりがつかないだらうと其の言葉を結んだ。



## (七) 緊急勅令の発布

一方露国に於ては、この日ギールス外相が西公使を訪ねて、西公使が今回の事件に関し払った努力に対して感謝の意を表した後、威仁親王榎本武揚の遺露を中止して貰いたい旨を申込んで来た。表面の理由は、既に露国皇室は今迄の日本皇室政府国民の示した誠意ある陳謝に満足であり、この上何も請求する事はない、という事ではあったが、内実は露国皇帝皇后の旅行に關係があり、日本より使節を迎えらるれば、準備もあり、又首都に滞在せねばならないので、迎えたくない、という事があったらしい。西公使は情勢を理解してこの申込みを受取り、委細本国に電報すると答えた。西公使はそれから話を転じ、わが天皇陛下は勿論兩議院をはじめ国民一同は、皇太子が御快復の後には予定通り其の旅行を続けて貰いたいと希望している旨を述べると共に、若しも時間の都合でそれが出来ないならば、せめて東京迄は来て貰いたい、と云ったが、ギールスは既に皇太子の日本出發を思っていたらしく、西の言葉をうまく断つたので更に西が直接皇帝皇后に面会してこの希望を陳述したい旨を申込むと、ギールスはこれも断つた。ところがこの日の夕刻には神戸の皇太子より明治天皇に電報が来て、皇太子が五月十九日

火曜日に日本を出發する事を通知して

余が父タル皇帝ハ、余が西比利ヲ経テノ旅行ヲ為スノ前、浦塩斯德ニ於テ暫時休養スルコト必要ナリト判断シ、日本ヲ辞シ去ルノ命令ヲ余ニ与エタリ、仍テ余ハ来ル五月十九日即チ火曜日、露国ニ向ツテ出發スルコトニ決定セリ。

と言っているのだから、西がギールスとこれらの事を話している時には、露帝露后の電報は既に日本に向っている。露帝露后の皇太子の日本旅行継続に対する反対は既に定まっていたのである。右の電文は更に続けて

陛下ニ暇ヲ乞フノ時ニ際シ、当国ニ於テ陛下及ビ陛下ノ臣民ヨリ受ケタル懇篤ナル待遇ニ付更ニ真実感謝ノ意思ヲ述ベザルベカラズ。余ハ陛下及ビ皇后陛下が過日來表示セラレタル厚情ハ決シテ忘却セザルベシ。且余ハ自ラ皇后陛下ニ尊重ナル敬礼ヲ呈スル能ハザルコトヲ深ク遺憾トス。

陛下ヨ、冀クハ余ガ日本ヨリ持帰ル所ノ記念ハ毫モ隔意ヲ交エズ、唯ダ日本ノ帝都ニ於テ兩陛下ニ拝賀スル能ハザリシヲ遺憾ト為スコトヲ推察シ給ハランコトヲ。

と彼等が急に日本を去る事の印象をなるたけ薄くしようと努力している。表面上の言葉は何にしる、疑心暗鬼を生じていた事は確かである。

この決定に対して天皇陛下は左の答電を發せられた。五月十



七日の朝である。

朕ハ殿下が父皇陛下ノ命ヲ承ケラレ、西比利旅行ノ前、浦塩  
斯徳ニ於テ暫時休養セラレシガタメ、来十九日火曜日ヲ以テ  
我が日本ヲ辞去セラルルコトニ決定セラレタル旨ノ電音ニ接  
シ、朕ハ曾テ殿下が東京ニ来遊アラムコトヲ希望シタル朕ガ  
衷心ノ欣快ヲ抛棄セザルヲ得ザルハ歎悵ニ堪エザル所ナリト  
雖モ、父皇ノ大命突ニ如何トモスベカラズ。殿下我が帝国ニ  
滞在セラルコト僅ニ数日ナルニ拘ラズ、朕及ビ朕ガ臣民ノ殿  
下ヲ歓迎シタル微意ヲ謝セラルルニ対シテハ、却ツテ朕及ビ  
朕ガ臣民ノ殿下ヲ待遇セムト欲セシ所ノ計画及ビ希望ノ十分  
ノ一ヲ尽サザルヲ遺憾トセリ。今殿下が將ニ我が日本ヲ去ラ  
レムトスルニ臨ミ、朕ハ回顧シテ最モ悲痛ニ堪エザル不幸ノ  
出来事アリシニ拘ラズ、殿下毫モ介意セラルルコトナク、我  
国ニ対シ友愛ノ記念ヲ懷抱セラルルハ、職トシテ殿下ノ寛容  
大度ニシテ且友情温厚ナルニ由ル。是レ朕ガ欽羨シテ止マザ  
ル所ナリ。朕ハ殿下ノ速ニ健全ニ復サレムコトヲ祈ル。<sup>②</sup>  
皇后陛下も同様の電報を皇太子に送られた。即ち  
殿下が慈父露国皇帝陛下ノ命ニ従イ、將ニ我國ヲ辞去セラレ  
ントスルヲ聞キ、遺憾ニ堪エズ。殊ニ親ラ切望シタル如ク、  
殿下ヲ我が帝都ニ歓迎スルノ快楽ヲ奪ワルニ至リテハ、洵  
ニ悲痛ニ堪エザルナリ。而シテ我が家族及ビ我が臣民ノ殿下

露国皇太子滋賀県大津に於て遭難の件

ヲ国賓トシテ歓迎スル好意ノ万一ヲ表明スルニ過ギズシテ、  
満足セザルヲ得ザルニ至リタルハ、遺憾最モ甚シトスル所ナ  
リ。殿下が前日不幸遭難ノ事アリタルニ関ラズ、依然我國ニ  
対シテ厚情ヲ懷持セラルル旨ヲ、我皇ニ向ヒテ確保セラレタ  
ルノ誠意ヲ深謝セズンバアラズ。希クバ殿下が速ニ平癒セラ  
レ、且ツ殿下ノ帰路ノ愉快ニシテ安全ナランコトヲ祈ル。<sup>③</sup>

皇太子来遊以前に於て既に今回の来遊を軍事的視察なりとし  
て非難する新聞紙が二三あった事は前に述べたが、今皇太子が  
軍艦にお帰りになったのみならず、其の軍艦が急に神戸を去る  
事になったのであるから、これらの新聞が益々其の持論を根拠  
として宣伝するであろう事は明白であり、今や日露外交に關す  
る論は極めて重視せらるべき情勢になった。斯くてこの日官  
報号外を以て次の緊急勅令が發布せられた。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国憲法  
第八条ニ依リ新聞紙雜誌又ハ文書函書に關スル件ヲ裁可シ之  
ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十四年五月十六日

各大臣連署

勅令第四十六号

内務大臣ハ特ニ命令ヲ発シテ新聞紙雜誌又ハ文書函書ニ外交



上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ予メ其草案ヲ提出セシメ之ヲ犯ストキハ発行人編輯人又ハ発行者著作者ヲ一月以上二年以下ノ禁錮又ハ二十円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス内務大臣ノ検閲ヲ経タル事項ヲ転載スルハ前項ノ限ニアラス  
本令ハ発布ノ日ヨリ施行ス<sup>②</sup>

又この日沖滋賀県知事警察部長齋藤秋夫は本官を免ぜられ、殊に齋藤は免官に加えて位記返上となった。又大津守山両警察署長も免官となった。そして行政裁判所評定官渡辺千秋は滋賀県知事に、岡山県警察部長竜岡信熙は滋賀県警察部長に任ぜられた。沖は滋賀県知事に任官後僅か六日にして免官となった。

#### (六) 天皇陛下の露艦御訪問とアゾバ号の出港

十七日午後三時頃能久親王がアゾバに皇太子を御見舞すると、皇太子は親王に対して、遭難後日本国民が寄せた多くの見舞状見舞品に対して感謝した。事件後、栃木新潟山梨の各県有志からはいちはやく青木の所へ電報が来、皇太子遭難に関して深く遺憾の意を表し、衷心より見舞の意を表する旨を皇太子に伝達して呉れとの依頼があり、其の他貴衆両院府県市町村会各商工業組合各政治団体各種公私立学校及び官民一箇人より、或いは間接に或いは直接に慰問状見舞品を呈するものひきも切ら

ず、ベルツが五月十八日の日記に書いている様に、「日本人は實際露太子をなだめる為め有らん限りの方法を尽した」のである。特に遭難現場の滋賀県の人民は、深き見舞の情を示したので、露国皇帝よりも特に挨拶があつた。即ち滋賀県民総代は西郷内相に面会、左の趣旨を露国政府へ伝達されたい旨願ひ出たので、内相は承諾して左の電報を西公使へ行つた。

滋賀県民総代ハ本官ニ面謁シテ同県民ヨリ露国政府ヘ左ノ趣旨ヲ伝達センコトヲ懇請セリ其ノ趣旨ハ我が全帝国ノ感情ヲ代表スルニ足ルベキモノアルヲ以テ本官ハ其ノ懇請ヲ容ルヽヲ躊躇セザリキ即チ貴下ヨリ露国外務大臣ヘ伝達セラルベキ所ノモノハ左ノ如シ

大津町ハ滋賀県管内最モ繁盛ナル市街ノ一二居リ最モ能ク職業ニ勉勵シ法律ニ服従スル人民ノ居住スル所ニシテ然カモ住民ノ性質温順ニシテ秩序ヲ重ンジ忠愛ノ志深シ曩ニ露国皇太子殿下ノ大津町ニ親臨セラルノ榮ヲ荷フヤ當ニ該町ノ住民ノ誇負スルノミナラズ關東ノ人民孰モ欣喜雀躍セザルナシ而シテ豈図ランヤ遂ニ今回ノ如キ兇變ヲ見ルニ至ラントハ是レ該住民ノ痛憾措ク能ワザル所ナリ

大津并ニ關東住民ハ同兇行者ノ此ノ怯懦的加害ノ所為ノ極メテ憎ムベク極メテ卑ムベク且罰スベキタルヲ表白シ併セテ永久大津町ノ声誉ヲ汚辱シタル事ヲ悲歎セズンバアラザルナリ<sup>③</sup>



此の電報に接した西公使は直ちにギールスを訪問して之を伝達したが、右に対してシェヴィツチ公使は松方総理大臣へ左の公文書を送った。

露国公使館第百二十一号

拝呈然バ在聖彼得堡日本公使閣下ヨリ我至尊ナル皇帝ノ外務大臣閣下へ五月十一日大津ノ兇行ニ対スル滋賀県人民ノ感情ヲ陛下ニ陳述スル所ノ電信転致相成候処皇帝陛下ハ甚ダ其所為ニ感ゼラレ電信ノ發送申上候陛下ノ謝辞相伝フベキ旨拙者へ勅命有之候仍テ右ノ趣閣下へ御通知ニ及ビ候条可然其筋へ御示達被下度候敬具

明治二十四年五月二十一日

シェヴィツチ

内閣総理大臣伯爵松方正義殿<sup>⑦</sup>

又この日内務大臣は官報号外を以て次の省令を發した。

内務省令第四号

新聞紙雜誌又ハ文書図画ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セントスルモノハ本年勅令第四十六号ニ依リ予メ其草案ヲ東京府下ハ内務省へ其他ノ地方ハ其管轄庁へ提出シ檢閲ヲ受クベシ  
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治二十四年五月十七日

内務大臣伯爵西郷従道<sup>⑧</sup>

この為當時の新聞は日々黒班々の伏せ字で充満した。

露国皇太子滋賀県大津に於て遭難の件

十八日は皇太子の誕生日に當った。この日神戸港内碇泊の我軍艦は満艦飾をなし、海岸通りの家々は国旗をかかげた。露艦も満艦飾をなし祝砲を發した。わが軍艦も各二十一発の祝砲を發した。天皇陛下は露国皇太子に、

朕ハ本日殿下ノ第二十三回生誕日ニ當ラセラルルヲ慶賀シ、併セテ殿下ノ此至幸ナル佳辰ヲ迎エラルコト万々歳ナランコトヲ祈ル<sup>⑨</sup>

との祝電を發し、能久親王川上陸軍中将山内式部官青木外務大臣は全部大礼服でアゾバを訪問祝詞を述べ、天皇陛下は皇太子に、十疊敷の周囲に御紋章と露国皇室御紋とを交え連ね、中に犬追物の図を織出した綴織の敷物を贈与され、皇后陛下は蒔絵御茶棚(高さ五尺、藤花金蒔絵)を贈られ、宮内省接伴係は草花を献上して祝意を表した。翌日の十九日は皇太子が日本を去られる日なので、天皇陛下はこの日皇太子を翌日神戸の御用邸に招待饗応されたい旨御伝達になったが、この夜皇太子から左の断りの電報が来た。

医師ノ命ニ依リ、不本意ナガラ己ムヲ得ズ明日陛下ノ優渥ナル招待ニ赴クコトノ光榮ヲ失ス。殊ニ陛下ニ就キ、親シク別レテ告グルヲ得ズシテ日本ヲ去ルコト真ニ遺憾ニ堪エズ。仍テ当方軍艦内ニ於テ陛下随意ノ時間ニ、全ク懇親ナル午餐ヲ呈シ度、陛下ノ厚情ヲシテ望外ニ深カラシメントス。幸ニ嘉



納ノ一報アラバ、余ノ歓悦至大ナルベシ<sup>⑧</sup>

この時閣員及び側近の奉仕者達は、天皇が露国軍艦に行かれるのは危険である、乗っている時に突如錨をあげて走り出したらどうにもならない、と反対したが、天皇陛下はこれを御承諾、十九日午前八時三十分京都御所より左の電報を皇太子に打たれた。

朕ハ九時三十分ノ特別列車ニテ当地ヲ発シ、殿下ノ優渥ナル雅招ニ応ジ、零時三十分ヲ以テ貴艦ヲ訪問シ、午餐ヲ俱ニスルノ欣榮ヲ享ケ、親シク殿下ニ告別ヲナサントス。<sup>⑨</sup>

天皇陛下は予定通りアゾバを訪問された。露艦は百一発の皇礼砲を発し、艦上の将士は悉く礼装して天皇を迎えた。午餐の席上、シエヴィッチ露国公使は、前述西とギールスの会見の場で述べた理由に依って、今回の威仁親王榎本武揚の露国派遣は、中止されたい旨を申入れたが、天皇はこれを当然な事としてきかれなかった。然しながら西公使よりのギールスの言葉の伝達を既に受けていた天皇は、儀礼上一応きかなかったのであり、シエヴィッチ及び皇太子の再度の言葉をきかれて、遣露使節は中止になった。そして饗宴は午後二時に終わった。

一八九一年五月十九日午後四時四十分、露艦アゾバはマンジユール、コレイツ、ポーブル、ジビット、モノマフ、ナヒモフを従えて神戸を出港、日本軍艦高雄武蔵二艦は同朝未明に先発

八重山はアゾバと共に抜錨して、翌二十日下関海峡を出た六連島附近で三艦並列して露艦隊を見送った。露艦隊がわが三艦の右舷を通過の際、北白川宮能久親王川上陸軍中将以下一同は甲板に整列敬礼、皇礼砲を発し軍樂を奏した。アゾバの甲板には露国皇太子ギリシヤ王子以下諸將校整列して答礼、答砲を発し君が代を吹奏し、随行艦も亦答砲を発し登舷礼をなしつつ通過した。斯くて日露の艦隊が南北に別れたのは午後六時三十分である。

单身露国にあって苦心惨胆、専ら大津事件の円満解決と、皇太子の日本旅行継続の為に努力した西公使は、この日露国に於て次の如く書いている。

皇太子昨日ウラジオストックへ向け出帆せられたる趣、横浜よりの電報諸新聞紙に出づ。仍ってギルス氏を尋ね、太子にも愈々神戸より出発せられたる趣に見ゆれば、貴君にも御安心なるべしと伺いしに、同氏氣の毒がりし顔附にて、拙者には唯今此報告を得し所なりとて、シエヴィッチ公使神戸より発したる電信を示し（その趣に、日本皇帝御見送り、船内にて午餐を召されし後御別れして、太子はウラジオストックへ出発されたり）復た之を語らずして、我が帝にも、今回の事件に付ては貴君に於て噤不愉快なりしならん、氣の毒なりと仰せられたり等の事を伝え、且つ不幸の出来事反って両方の



親睦を厚うせり杯申して、拙官を慰むる風なりしに依り、拙官に於ては、太子の無事に出発せられ、且つ貴政府に於て我邦陳情の誠実なるに満足せらるるを見るを以て幸とする趣申置候。

#### (4) 刑法百十六条の適用問題

露国皇太子の慰問と、露国皇帝皇后への陳謝と、日本側が両国の国交を傷つけないためにした努力は、津田三蔵の所刑問題で一つの困難に遭遇した。当時の刑法規定には、今回の露国皇太子遭難事件に該当するものがなく、これを刑法百十六条天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加エントシタル者ハ死刑ニ処ス、に依つて処罰するか、普通人に対する謀殺未遂として、これを刑法二百九十二条予メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪トナシ死刑ニ処ス第百十二条罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若シクハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス、に依つて処罰するか、政府側は前者の立場を採り、児島大審院長の意見を容れた判事側は後者の立場を採り、大津地方裁判所に於て開かれた大審院の法廷に於ては、両者の意見は対立した。政府側の見解としては先に青木外相がシェヴィツチ公使に対し皇太子の安全を保証したのみな

らず、かかる事件が起きた場合には百十六条を適用する事までも口約した関係上、そして又榎本がシェヴィツチに会つて其の内意を打診した時のシェヴィツチの返答より判断しても、これを百十六条の適用に依つて死刑に処しようとするのが当然であった。これに対し児島大審院長の意見は、政府の干渉に対して司法権の独立を維持し、百十六条の規定は日本の天皇三后皇太子に対するものであつて外国の君主や皇太子は包含するものではないという立場から、これを普通人に対する謀殺未遂と見るのであつた。

五月二十七日午後六時半左の判決が下された。

#### 判決書

三重県伊賀国阿拝郡上野町大字徳居町士族滋賀県近江国野州郡三上村大字三上寄留

津田三蔵

安政元年十二月生

右三蔵ニ対スル被告事件検事総長ノ起訴ニ依リ審理ヲ遂クル所、被告三蔵ハ当時滋賀県巡查奉職ノ身ヲモ願ミス、今回露西亞皇太子殿下ノ我邦ニ来遊セラル、尋常ノ漫遊ニアラサルベシト妄信シ、私ニ不快ノ念ヲ懷キ居タル所、明治二十四年五月十一日殿下滋賀県へ来遊ニ付、被告三蔵ハ大津町三井寺境内ニ於テ警衛ヲナシ、其際殿下ヲ殺害セントノ意ヲ発



シ時機ヲ窺ヒ居ル所、被告三蔵ハ尋テ同町大字下小唐崎町ニ警衛シ居タリシニ、同日午後一時五十分頃殿下カ同所ヲ通行アラセラレタルニ当リ、此機ヲ失セハ再ヒ其目的ヲ達スルノ時ナカルヘシト考定シ、其帯剣ヲ抜キ殿下ノ頭部ヘ二回斬リ付テ傷ヲ負ハセ参ラセシニ、殿下ハ其難ヲ避ケントセラレシヲ、被告三蔵ハ尚其意ヲ遂ケント之ヲ追躡スルニ当リ、他ノ支フル所トナリ其目的ヲ遂ケサリシモノト認定ス。

右ノ事実ハ被告人ノ自白、証人向畑治三郎ノ陳述、大津地方裁判所予審判事ノ作リタル検証調書、証人北ケ市市太郎、西岡太郎吉、医師野並魯吉、巡査菊地重清ノ予審調書及ヒ押収シタル刀ニ依リ其証拠十分ナリトス。之ヲ法律ニ照スニ其所為ハ謀殺未遂ノ犯罪ニシテ刑法第二百九十二条第百十二条第百十三条第一項ニ依リ被告三蔵ヲ無期徒刑ニ処スルモノ也。

備考、刑法第二百九十二条予メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪ト為シ死刑ニ処ス、第百十二条罪ヲ犯サントシテ己ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ己ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス第百十三条第一項重罪ヲ犯サントシテ来タ遂ケサル者ハ前条ノ例ニ照シテ処断ス

犯罪ノ用ニ供シタル刀ハ滋賀県庁ニ還付ス

明治二十四年五月二十七日大津地方裁判所ニ開ク大審院法廷

ニ於テ、検事総長三好退蔵検事川目享一立会ノ上宣告ス。

大審院部長判事 堤 正己

大審院判事 中 定勝

同 土師 経典

同 安居 修蔵

同 井上 正一

同 高野 真遜

同 木下哲三郎

大審院書記 西牟田豊親

同 笹本 栄蔵

右の判決に至る迄には多くの迂余曲折があり、これまでにやゝ触るゝ所あつた松方首相官邸に於ける諸元老諸大臣の処刑論、京都御所に於ける処刑論、のほかに、猶お触るゝべき重要な議論があつたが、結局堤、安居、井上、木下、土師の五判事が二十五日には既に児島の意見に従つていたという事が決定的な要因であつて、津田は無期懲役に処せられたのである。

(+) 津田判決に対する露国側の反応

この報告を受けた西公使は三十一日左の書面をギールス外相に送つて露国側の了解を希望した。



大津に於て開廷の大審院は、津田を以て、貴国皇太子殿下の生命に関し、危害を加えたる犯罪者と判定し、之を法律に於て定めたる最極の刑罰即ち無期懲役に宣告せり。我が帝国政府は、皇太子殿下の高貴なる御身に対し、被告を刑法第一百六条に拠り処分せんことを深く希望せしに依り、大審院検事総長に命じ、躬ら求刑の任に当り、該法廷に向つて、該条を適用せんことを、弁論主張せしめたり。

大審院は、本件審判の上、政府の熱望と尽力とに反し、右刑法第一百六条の明文に拠れば、今回の被告事件に向つて、該条を適用する事を得ずとの意見を述べ、其の不羈の権力を実行して、津田の罪状は、法に於て前述の無期懲役に該当するものと判決したり。全体地方裁判所は、該被告事件の該当裁判所たるべきこと、大審院に於て明瞭となりたれども、同院にては既に本件を処理せしを以て、其儘同院に於て之を終結せり。日本政府の本件に関して施したる処置は、大審院に於て、法律の範囲中最極の刑罰を以て犯罪者を処分せる事実とは、此の悲痛すべき犯罪の起りし瞬時より、絶えず貴国政府に対し、成る可きだけ充分の満足を与えんと勉めたる真誠の証拠となし、露政府の酌量あらんことを、我が日本政府の深く希望する所なり。

この判決は勿論露国側に満足を以て迎えられなかつたのであ

つて、事件発生以来、第一には時間の経過と、第二には日本側の上下を挙げての同情に、一旦よくなりつゝあつた露国政府の感覚は再び傷つけられたのであつた。ギールスの言葉に依れば、「此の判決に依り甚だ不快の感起る所以は、もと御招待に依りて貴地遊歴中なりし当国皇太子に害を加えんとせし者を、平人に害を加えんとせし者と同等の処分に帰せしめられたるの待遇に在り」<sup>⑤</sup>であつて、彼等露国側の希望は、日本側が津田に死刑を宣し露国側より赦免を乞う、という事にあつた<sup>⑥</sup>。そしてこの事はまた露帝の考えでもあつたのである。

当時の露国にとっては、日本は比較にならぬ小国であつて、若しも露国が日本を攻撃する意志があり、そしてそれが可能であつたならば、第一には事件勃発の直後に於て、第二にはこの判決を露国皇室に対する侮辱<sup>⑦</sup>として、日本に挑戦する機会が二度あつた訳である。然しながら、当時日本列島をめぐる列国の勢力均衡ならびにヨーロッパ大陸に於ける三国同盟に対する露仏二国同盟の成立過程は、これよりも遙かに重大なる焦点的問題であり、この事は当時の露国内部の政治経済状勢と相俟つて、露国をして日本攻撃を完全に不可能ならしむる諸与件であつた。判決に対する右の不满にもかかわらず、そして又日本政府の死刑主張論が一つのゼスチュアであつた事も既に知つていた<sup>⑧</sup>にもかかわらず、露国側が満足の意を表し、二三の卑肉を言



⑨ ったのに止まったのは、右の状勢に依ったのである。

帝国主義華やかなりし時代にあつて、日本は地理的に国際政治的にまことに幸運なる環境につつまれていた。そしてこの微妙なる幸運を荷いつゝ、大津事件は世界史の傍係的雰囲気の中に起り、そして終つたのである。

註

① 時の露国皇帝アレキサンダー三世の嫡子、一八六八年生、この時廿四歳現在のレニングラード

② 何故に長途の旅に出発したかについては種々と云われているが、普通はシベリア鉄道ウスリー線のウラデオストックに於ける起工式に臨むためであるといわれている。

井上馨侯伝記編纂会著、世外井上公伝第四卷、昭和九年、一六二頁

佐藤天風沼波瓊音共編、護法の神兒島惟謙、大正一五年三四四頁

徳留猪一郎編述、公爵松方正義伝、後編、昭和十年、三七九頁

星野辰男編輯図録日本外交大観、昭和十一年一一一頁

神川彦松編輯、立教授遷居祝賀外交史論文集所載、明治年間の外交史料としての大津事件の回顧、昭和九年、五頁

なお右のほか皇太子の結婚問題も裏面的な理由としてあげられている。

即ち信夫氏の前掲書「明治年間の外交史料」としての大津事件の回顧によれば「当時皇儲の妃として候補に上った者は三人ほどあつたが、その一なる英国筋の或姫君に就ては、独逸のウィルヘルム帝は之に依りて生ずる将来の英露の特別親交を慮りて陰然邪魔を入れ、ために頓挫した。他の二人は共に独逸聯邦の姫君で、殊にその中の一人たるヘッセの姫君アリス（即ち後の露后アレキサンドラ、フェオドロヴナ）は大いにニコラスに意傾き、ニコラスも亦憎からず思うの風であつたが、ニコラスの母君たる露皇后はアリスを余り好まず、殊にアリスの母が非常の迷信家であつたので、同姫

も亦その風を承けて厄介な迷信家ならずやと懸念し（この懸念は確に中つたこと、後年のラスプチン一条にても明らかに立証せられた）之を我子の妃に迎ふことに極力反対した。それやこれやで皇儲の配偶問題には多少の悶着もあり、旁々母君には皇儲をして一時この問題より遠ざからしめんと考へかう、特に勸めて年余に亘る長途の旅行に就かしめたという事情もあつたらしい」同書五、六頁。なお出発期日は十一月四日

④ ショーシの母は露国の先帝アレキサンドル二世の弟コンスタンヌス大侯の長女

⑤ 御乗艦名はアゾバ、出発した港はギリシャのピルウス港

⑥ 詳しくは四月二十七日午前九時三十分長崎入港。随行軍艦はモノマフ、ナヒモフ、先着四艦はマンジュール、コレイツ、ポーブル、シビット。我軍艦高尾は港外伊王島灯台を距る敷理の所まで出迎えに行き、午前七時二十五分五島沖に皇太子旗を掲げたアゾバ号を認め、直ちに皇礼砲を發した。アゾバ号より答砲があり、それから高雄の先導で港内に入り投錨。高雄及び港内の八重山、武蔵、磐城、日進は満艦飾をし八重山武蔵磐城日進は各二十一発の祝砲を發し登桁式を行い、これに対しアゾバ号は十五発の礼砲を發し日本海軍旗を掲げ二十一発の答礼砲を發した。先着の露艦もみな登桁式を行い祝砲を發した。我軍艦各艦長はアゾバ号を訪れ皇太子に拝謁した。

これより先、わが國は歓迎準備に万全を期し、接待委員長有栖川宮威仁親王接待掛長、川上陸軍中将接待掛、伊藤海軍少将、三宮式部次長万里小路及び山内の両式部官は、属僚を随えて既に長崎にあり、又政府は皇太子の内地巡遊を南は長崎鹿兒島より北は青森北海道に至る一道十五府県を予定し、関係地方長官を上京せしめ宮内省に出頭して諸般の打合せをさせ、又各地方の有志者も歓迎方法を苦心考慮した。

⑦ 侍従武官陸軍少将公爵ウニニア・パリヤチンスキー。侍従武官海軍少将バザルギン。陸軍大尉公爵コッチューペー。侍従武官陸軍中尉公爵エンデー・オポレンスキー。輕騎兵陸軍大尉エー・エン・ウオウコフ。陸軍大尉相当ウフト



ムスキー。医官ランバフ。教師グリチェンコ。外に従者十名。

佐藤天鳳沼波瑠音共編・護法の神兒島惟謙大正十五年三四四頁

⑥ 五月三日はギリシヤ教に於ける天主昇天の式日に当るので、この日まで皇太子は公然の上陸はせず、微行の御上陸のみ行われた。

⑨ この時に於ける京都府と滋賀県の境に於ける光景は、この時に於けるわが國の歓迎ぶりの一部を表現するものとして参考に値する。即ち滋賀県大字追分には、松竹梅の門松飾を仕立て、其の後へサの字形の緑門を立て、頂きには日露希、三國国旗を交叉し、上段横架には色紙製の花灯籠を吊し、下段横架には色紙製の葉玉を吊し、左右の柱には数十の提灯をつらねた。この緑門前に、大津衛戍歩兵第九聯隊長陸軍歩兵中佐内藤正明、滋賀県警察部長齋藤秋夫、各大礼服を着して奉迎し、大津町長、町會議員、諸学校生徒は大字大谷より下片原町に至る南側に整列し、大津衛戍歩兵第九聯隊は、同北側に整列してこれを奉迎した。

佐藤沼波前掲書、三五五頁

⑩ まづ三井寺に於て湖上の風景を觀賞した後、三保ヶ崎に行きそれから船で唐崎に巡航し、大湖汽船会社の残橋より上陸した後、滋賀県庁に向つた後である。

⑪ 当時の新聞は大休に於て歓迎の意を表わしたが、一部の新聞は今回の露國皇太子の日本訪問は、日本国土を軍事的に視察するためであるという意見を發表した。

エルザイン・ベルツ記、渡辺正彦訳 ベルツの日記、昭和十四年、一三三頁

⑫ 拝観人及通行人取締心得十四条は次の通りである

一、御通行ノ節拝観人混雑セサル様注意スベシ  
一、御通行ノ妨ニ不相成路傍ニ於テ拝観スル者ハ跪坐スルモ直立スルモ随意ニ任スベシ

一、御通行ノ節二階ヨリ拝観シ又ハ雨天タリトモ傘ヲ差サシムベカラス  
一、床上ニ直立シ又ハ腰ヲ掛ケタル儘拝観セシムベカラズ  
一、御通行ノ間近ナル高所ヨリ拝観セシムベカラズ

露國皇太子滋賀県大津に於て遭難の件

一、御通行ノ節帽ヲ戴キ頰冠ヲ為シ又ハ首巻或ハ肩ニ手拭ノ類ヲ掛ケタル儘拝観セシムベカラズ

一、路傍ノ小兒等御通行ノ際衝入セザルヤウ注意スベシ若シ誤テ途切スルモノアリトモ引戻スニ及バズ

一、通行人ハ御通行畢ルマデ路傍又ハ越道ニ控エシムベシ

一、乞食体ノ如キ見苦シキ風体ノ者ハ脇道へ退カシムベシ

一、酔狂及ビ癡狂人等不体裁ノ者アラバ脇道へ退カシムベシ

一、第六ノ事項ヲ注意制止スルニハ能ク其場合ト人々為リヲ區別シ妄リニ威權ヲ弄ス等ノ感シヲ起サシメザルヲ要ス

一、御警衛官ハ各其受持区域御警衛ノ責ニ任シ苟クモ不敬ノ所為ナカラシムルヲ要ス故ニ拝観人ノ如ク其前面ノミヲ注視セス反テ拝観人ノ方ヲ注視シ

就中街角ノ如キハ其後辺ヲモ能ク注意シテ雑沓ヲ防グベシ

一 県庁御休憩中ハ県庁ノ裏手馬場辺近傍ニ在リテ不敬者ヲキヨウ注意スベシ

⑬ 通行車馬及荷物店頭物等取締心得七ヶ条は次の通りである

一、御通行凡二十分前ヨリ諸車及牛馬ヲ御通行ニ向ヒ索キ來タルモノアラバ懇ニ説諭シ横道若シクハ往來ノ妨トナラサル所へ引込マシムベシ但横道ニ引込ミタリト雖乗馬又ハ人力車ニ乗リタル儘拝観セシムベカラズ

一、往來へ出張リタル干物又ハ日履(壇下ト雖簗等ノ見苦シキ日除風除等モ亦同シ)又ハ釣提灯釣招牌(綿布ニテ製シタルモノ)等ハ御通行ノ節取卸サシムベシ

一、厨物商古物商等ニシテ見苦シキ襦袢若シクハ古道具類ヲ店頭ニ陳列スルモノアラハ説諭ノ上之ヲ覆ハシムルカ又ハ一時片付ケシムベシ

一 筒物ヲ担ヒ來ル者ハ横道若シクハ御通行ノ妨トナラサル路傍へ避ケシムシ但拝観スルモノハ筒ヲ卸サシムベシ

一 大津馬車營業人へハ預メ其時刻ヲ大津署ヨリ内示シ置キ其間通車ヲ見合ハサシムベシ

一、大津町役場北通りノ人力車駐車場並ニ八丁ノ上即鉄道東側道入口南側路



露国皇太子滋賀県大津に於て遭難の件

傍ノ駐車場ニハ御通行中人力車ヲ置カシムベカラズ

一、殿下以下ノ人ノ乗車ハ相当差配人之アル管ナレド三井寺即チ神出及三尾近傍並ニ三保ヶ崎太湖汽船会社及県庁前等ニアリテハ各受持警部巡查ハ混雑又ハ乗用ニ差支エザルヨウ専ラ注意スベシ

⑭ 通行外国人取締心得ニケ条は

一、通行ノ外国人ハ道幅狭ク御通行ノ御差支ニ相成ルヘキ場所ニ於テハ路傍ニ控エシムベキヨウ申諭スヘシ

一、外国人車馬ニテ疾駆シ来ラバ之ヲ諭シテ徐行セシメ道路ノ幅員ニ応ジ御通行ノ御差支ニ相成ラサルヨウ遊讓通行セシムベシ

⑮ 警察官敬礼其他ノ注意四ケ条は

一、御通行ノ際五歩前ニ至ラハ最敬礼ヲ為スベシ随行員御警衛ノ向ニ対シテハ一切敬礼ヲ為スニ及バス

一、御警衛警部ハ常服ニ正帽正緒ヲ用フベシ

一、雨天ナルトキハ甲種外套ヲ用フベシ

一、外套ヲ着スルト否トハ各受持警部ニ於テ指示スルニ非ズバ巡查限りニテ勝手ニ着用スベカラズ尤モ警部ハ予メ相互ニ打合せ置クベシ若シ小雨ナラバ可成着用セザルヲ可トス

⑯ この時皇太子の受けた傷は、後頭部右側の額部に長さ九種深さ骨に達し、長さ七種幅一耗の骨片が切取られたのと、同部後方に長さ七種深さが骨膜に達したのと二ヶ所であった

佐藤沼波共編、護法の神児島惟謙、三五八頁

⑰ ベルツの日記によれば、スクリバを始め日本の一流外科医達は、勅命により京都へ差遣されたが、露太子へは一度も引見されなかった。彼等は露人の非友誼的態度を訴えている。

ベルツ著渡辺正彦訳、ベルツの日記、岩波書店、昭和十四年、一三三頁

なお東京から派遣された外科医は橋本、池田、高木の諸医官及びスクリバの四名であり、彼等が常盤旅館に到着したのは十二日午後である

神川彦松編、立教授還暦祝賀外交史論文集、一六頁（信夫淳平著大津事件

の回顧）

⑱ 坂本辰之助著作兼発行、男爵西徳二郎伝、昭和八年によれば、この夜皇太子は日本料理を食べている。そして発熱もなく談話も常の如くであった。なおこの所の記述は主として佐藤沼波西氏編護法の神児島惟謙に依ったが、いづれにしろ事件勃発の瞬間より皇太子の心は徐々に平静にもどりつつあり、一九〇一年に皇太子ニコラス二世がタンチヒに於て独帝ウイヘルム二世と会見した時、もらしたといわれる日本に対する憎悪感情は、未だこの時に於ては明確な形を以て現われていない様に想われる。

原田光三郎述、児島惟謙伝、栗田書店、昭和十四年、二〇三頁には、「ニコラス二世は大津事変以来痛く我國に含み一九〇一年独帝ウイヘルム二世とタンチヒに於て会見し彼は我國に対し一戦を交ゆる決意なることを洩らした」とある。

坂本辰之助著、男爵西徳二郎伝、一四二頁

⑲ 信夫淳平著、大津事件の回顧、一四頁（これは立教授還暦祝賀論文集のものだが今後右の通り略記する）

⑳ 世外井上公伝、第四卷、一六三頁

㉑ 同右書一六四頁

㉒ 信夫淳平著、大津事件の回顧、一六頁

㉓ 徳富猪一郎編述、公爵松方正義伝、昭和十年三、八〇頁（押巻）（これは今後公爵松方正義伝何頁と記する）

㉔ 信夫淳平著、大津事件の回顧、一七頁

㉕ 平塚篤著、伊東博文秘録、二五〇頁、昭和四年

㉖ 刀綱館正雄編輯、日本外交秘録、昭和九年、四六頁

㉗ 平塚篤著、伊東博文秘録、二五〇頁

㉘ 世外井上公伝、一六三頁以下

㉙ 高松宮蔵版煥仁親王日記、明治二十四年五月十二日附

㉚ 平塚篤、伊東博文秘録、二五一頁

㉛ 同右書右頁



② 伊東博文伝、中巻、七五八頁

③ 熾仁王日記、五月十二日

④ ヘルツの日記、五月十八日

⑤ 平塚、博文秘録、二六五頁

⑥ 西郷と青木は十一日の夜九時に京都に向けて出発している。

⑦ 信夫著、大津事件、一四頁、日本外務省記録、露国皇太子大津ニ於テ遭難ノ件、第一巻

⑧ ヘルツの日記、明治二十四年五月十一日。五月十三日に伊藤、黒田がシエ

⑨ ヴイツチに面会後松方首相に打った電文、伊藤博文伝、中巻、七五九頁

⑩ 公爵松方正義伝三八九頁。青木がシエヴィツチに与えたこの保証を信夫淳

平氏はその著大津事件の回顧に於て「全然根拠なき一訛伝に過ぎない」と云

っている(同書四五頁)。然しながら右の言葉はいかなる根拠によって吐か

れたものか全然わからない。筆者が信夫氏の右の言葉にもかかわらず、青木

シエヴィツチ間の本文の問答をあげた理由は、前記の通り徳富猪一郎氏編述

の松方正義伝にその事が書いてあるのみならず、伊藤博文自身の手記にも、

「就中其ノ安全ヲ保証シタルコトヨリ」という言葉があつて青木とシエヴィ

ツチの右の問答の可能性が考えられるからである(平塚篤著伊藤博文秘録二

五六頁十行目)。又当時貴族院の三躍会が明治天皇に奏議した文の中にも、

「本邦駐留露国公使は日本刑法に外国の皇族に対する罪名なきに願み、皇儲

来遊以前に當りて緊急之が制定を我が政府に要求し、我が政府は帝国巨民中

外国皇族に危又害は不敬を加うる者斯じて是れなきの理由を以て之を拒み、

万一此種不逞の徒を出すことあらば、現行法中の皇室罪を以て之に擬するの

保障を与う」という言葉がある。信夫氏は右の三躍会の言葉を否定して前

述の言葉を吐いたのであるが、前述の如く信夫氏の右の否定の根拠が判ら

ず、根拠ある論述は寧ろ肯定を要求しているが故に、筆者は肯定の立場を採

ったのである。

⑪ 平塚篤著、伊藤博文秘録、二六六頁

⑫ 平塚篤著、博文秘録、二五二頁

⑬ 十一日午後八時四十分至齊藤式部官は宮内大臣に電報を打ち、その中でシ

エヴィツチ公使は今迄に未だ本國へ電報を打っていないという事を述べてい

る。日本外務省記録、露国皇太子大津に於て遭難の件、第一巻

⑭ 平塚篤著、博文秘録二六七頁

⑮ 露国皇后より日本皇后に向けて打った最初の電報に依つて計算したもの。

日本外務省記録、前掲、第一巻

⑯ 註(41)参照

⑰ 前掲「青天の霹靂」の章参照

⑱ 平塚篤著、博文秘録、二五七頁

⑲ 伊東博文伝中巻、七五九頁

⑳ 信夫著、大津事件の回顧、一九頁

㉑ 同右二〇頁

㉒ 同(49)二二頁

㉓ 皇太子がその日本における体験の中で深く気に入ったものに鹿兒島島津邸

での侍踊りと犬追物の見物がある。この事は八月一日発の西公使の報告を見

れば判る。皇太子はこの島津邸における見物をその父母に物珍しく話した。

斯かる興味は皇太子をして日本旅行継続を欲せしめる可能性の根拠として考

えられぬことはない。又十三日の明治天皇の御見舞に対する答謝の中にも、

日本旅行継続の意志が読みとられるのである。

㉔ 五月二十四日付の西公使の報告には、「太子我邦内の旅行を続けられざり

し一事甚だ遺憾に存じ候えども、右は畢相狂撃者の巡查たりしと、前に壯士

輩の露公使館へ暴行を加えしとに依り当地の見当にては禍源測られざるの懼

れあり向後安全の一点に於て遠く子を思わせらるる御両親の心を落着せしむ

る者なかりしに之あるべし。之を落着せしむるは一方には太子の随員及びシ

エヴィツチ公使一方にはギルス氏なりしもこの人々の責任重ければ、誰も之

を負うを欲せざりしはギルス氏の語に依りて知るべき儀に候えば、是又無理

ならぬ事と存候」とある

㉕ 平塚篤著、博文秘録、二五二頁

㉖ 平塚篤前掲書、二五二頁



露国皇太子滋賀県大津に於て遭難の件

- ⑤ 伊東博文はこの時のシエヴィツチの態度を次の様に書いている  
公使曰ク、冀クハ日本天皇陛下、露太子ヲ天皇ノ親子ト思召サレ、其竜翼  
ノ中ニ入レテ神戸港迄御連レ越シアラバ、無上ノ恩沢ナリト、涙ヲ揮ッテ語  
レリ。
- ⑥ 伊藤博文伝、中巻、七六一頁
- ⑦ 同右書、七六二頁
- ⑧ 日本外務省記録。前掲書、第一巻
- ⑨ これらの電文を讀むと当時日本の政府要人が露国の軍艦の動向をいかに重  
大視していたかが理解出来る、同右書参照
- ⑩ 五月十五日付西公使報告
- ⑪ この西とギールスとの会話はすべて右の五月十五日付西公使の報告より  
とった。
- ⑫ 信夫著、前掲書、二六頁
- ⑬ 佐藤天風沼波遺音共編、児島惟謙伝、三六九頁
- ⑭ 右書三七〇頁
- ⑮ 平塚篤前掲書、二五四頁
- ⑯ 右書二五五頁以下
- ⑰ 松方正義伝(前掲)三八三頁以下
- ⑱ 平塚前掲書、二五七頁
- ⑲ 西公使五月二十四日付報告
- ⑳ 信夫前掲書、二六頁以下
- ㉑ 同右
- ㉒ 信夫前掲書、二八頁
- ㉓ 平塚前掲書、二六一頁
- ㉔ 佐藤沼波前掲書、三七〇頁
- ㉕ 前掲日本外務省記録、第一巻
- ㉖ 坂本辰之助著、男爵西徳二郎伝、一四四頁
- ㉗ 右書一四五頁
- ⑳ 佐藤沼波前掲書、三七二頁
- ㉑ 平塚前掲書、二六一頁
- ㉒ 右書、二六二頁
- ㉓ 信夫前掲書、二九頁
- ㉔ 五月二十四日發西公使報告
- ㉕ 前章に於て述べた通り榎本が十六日シエヴィツチに會つて日本の刑法によ  
れば津田は無期徒刑(懲役)になるかも知れないという事を云つた時、シエ  
ヴィツチがそんな事があれば兩國間に何が起るかも知れないと顔色を変えて  
云つたのである。
- 平塚篤著、伊藤博文秘録、二五七頁
- ⑳ 原田光三郎述、児島惟謙伝、一四九頁
- ㉑ 平塚篤著、前掲書、二七六頁
- ㉒ 六月三日發の西公使報告による。
- ㉓ 右の西公使の報告は更に續けて次の如く云つている。  
「さりとて必ず死刑の処分あるを望むの意には無之候えども、若し一旦死  
刑の判決になりて我が方より故免を乞うの都合たりしならば、好結局したり  
しにとの趣意にて頼りに遺憾を述べ、且つ当地新聞に比不快を伝播するの惧  
れある等の話も有之、仍て拙官申すに、我が政府に於ては、十分に貴政府を  
満足せしむる為、前に陳べし如く、出来るだけの術は皆既に尽したる末の事  
なれば、新聞紙家等もよく之を知り、且つ我國の法律を解せば、左程不快の  
感覺を陳べもすまじと存するも、貴君に於ては、尚別に我が政府の之に処す  
べき方法あるべしと思わるるや如何と尋ね候処、ギルス氏の答に、貴国の法  
律此の如くなる以上は、外に致し方なきは知れり、又固より人を殺しくれら  
れたしと云わるべきにも非ず」
- ㉔ 同じく右の西公使の報告によれば、ギールスは次の如く云つている  
「帝も拙者同様の御感覺にて、固より一旦死刑に決し、此方より赦免を乞  
うの結局たりしならば、上都合なりしも、是れ其國の成規に基くものとせ  
ば、満足するの外なし、右は日本の利益にも非ざるべしとの仰せなりし」



⑧ この第二の理由に依つて戦争が起つたかも知れないという事は次のことに依つても確實に理解し得る、即ち時の皇帝アレキサンドル三世は「平民」というものに対して、「平民」は人間ではあるが自分が人間であるという事とは全然ちがつた意味の人間であると思つていなかった。「平民」が自分等と対等であるという事などは、いかに理解しようとしても理解出来なかつたのである、ボクローフスキーのロシア史に依れば、ロシアの対独借款がビスマルクの意図に反してパリへ移つた時、既に露仏同盟は結ばれたも同然であつた。それにもかかわらず形式的に正式にはこの同盟が中々成立しなかつたのは、第一にはフランスが共和国であるという点にあつた、アレキサンドル三世はフランスで弁護士が政治をとつてゐる事、フランスの大統領である弁護士グレイヴィを彼と対等のものとして歓迎しなければならぬという事をどうしても納得することが出来なかつた。これには又ロマノフ家では成上のりの弁護士を非常に卑しく評価してゐたという事を想ひ出さなければならぬ。かつてアレキサンドル二世の時代にゼムストウオの議員を国会に送る案を審議した時、ツアの反対の一つの理由は若し弁護士が選挙されたらという点であつた。しかもこの反対を真面目に考慮に入れなければならなかつたのである。これは単に弁護士に関するのみならず、すべての「平民」に対しても同様であつた。

ニコライ二世はドクトルに対して土官に対する様に握手し得るものであるという事を長く理解する事が出来なかつた、それなのに弁護士がツアと並んで座るとは。且つてアレキサンドル三世はひどく憤慨した時にフランス大使に向つてこう云つた「貴下の政府は一体何という層だろう」と。大使は弁護士出身ではなくて將軍であつた。だからアレキサンドル三世にとつてはただ好ましき人間であつたのである。

ボクローフスキー著「ロシア史」岡田宗司訳、三四九頁、三五〇頁

⑨ 六月三日発の西公使報告によれば、判決後シエヴィツチ駐日公使がギールス外相に送つた電文の大略左の如し

「大津に於て津田を裁判し、平常謀殺未遂の刑法に拠りて終身徒刑（懲

役）の申渡しありたり。犯罪の目的は、単なるフアナチク一筋にして、他より使賊せられしに非ず。又覚類あるに非ず。政府は之を皇室に対する罪に擬したるも、右は虚勢を張りたる一のデモンストレーションに過ぎず」以下略

⑩ ギールス外相は西に向つて云つた、「貴国の法律此の如くなる以上は、外に致し方なきは知れり、……中略……貴国飛抜けて遽に歐洲中の瑞西となりし結果は、實際、國の為に利益なるべきや」。又露帝の言葉としては、注⑧の最後の三行参照



